モデル事業実施の流れ

協力事業者

社内での準備と進め方の決定

- ・受診対象者の決定
- ・運転者の了解のとりつけ
- ・本件に係る社内規定の作成※社内で作成が必要な場合

等

国土交通省 及び調査委託事業者

- 協力の依頼
- 必要な契約の締結

受診計画の作成

(時期、場所、対象者等) ※作成が望ましい 受診計画、導入状況の 情報提供

眼科検診の受診

- ・受診結果、必要情報の提供
 - ※受診結果は下記の3分類を医師から聴取
 - 異常所見あり(早急に精密検査・治療が必要)
 - ・異常所見の疑いあり(3か月以内に精密 検査が必要・経過観察が必要)
 - 異常なし
- ※国交省で作成したフォーマットにて提供。 診断書は必須ではない。
- ・受診証明の提出
 - ※診療費請求書兼領収書 等

(2024年1月末まで)

受診したことと 受診結果の確認

協力金の支払い

(必要に応じ)

精密検査の受診、治療の実施

精密検査や治療結果の情報提供

※国交省で作成したフォーマットにて提供。

情報のデータベース化

- ・異常所見の有無
- ・定期健康診断結果や生活習慣に係る 情報

情報の分析

- 異常有所見率
- ・異常有所見者の傾向 (年齢や体質、危険因子との 関係等)

取組の結果の情報提供

- ・ 医師からの指示内容
- ・異常所見あり、異常所見の疑いありの 者に対し事業者が行った対応
- ・取組の効果、課題 等

※国交省で作成したフォーマットにて提供。

調査結果を業界全体へ共有(取組の効果、好事例)

調査結果のとりまとめ

・得られた情報より、事業者に 有益となる情報を整理

※3年間、その後の状況について情報提供